

# 検証用資料 1

平成26年度

参画と協働のまちづくり推進に関する取組状況

(検証用資料)

## 検証テーマ

意見提出手続（パブリックコメント）を川西市参画と協働のまちづくり推進条例の規定通りに運用できているか。

## 1 パブリックコメント実施案件

下表のとおり、平成26年度は、16件のパブリックコメントを実施しました。

NO.	計画等の名称	H27 担当所管	意見募集期間	パプコメ結果の公表期間
1	子ども・子育て支援新制度関係条例(案)要綱	子ども育成課	平成26年6月19日 ～7月18日	平成26年9月3日 ～10月31日
2	川西市中心市街地活性化基本計画(案)	産業振興課	平成26年12月12日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
3	第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(案)	障害福祉課	平成26年12月12日 ～平成27年1月14日	平成27年3月2日 ～3月31日
4	川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱	長寿・介護保険課	平成26年12月12日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
5	川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)	長寿・介護保険課	平成26年12月12日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
6	新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画(案)	都市計画課	平成26年12月15日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
7	川西市景観計画(案)	都市計画課	平成26年12月15日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
8	(仮称)川西市景観条例改正(案)要綱	都市計画課	平成26年12月15日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
9	川西市中央北地区低炭素まちづくり計画(改定案)	地区整備課	平成26年12月12日 ～平成27年1月13日	平成27年3月2日 ～3月31日
10	川西市公共交通基本計画(案)	都市・交通政策課	平成26年12月22日 ～平成27年1月20日	平成27年3月2日 ～3月31日
11	川西市中学校給食推進基本方針(案)	学務課	平成26年12月22日 ～平成27年1月21日	平成27年3月2日 ～3月31日
12	川西市子ども・子育て計画(案)	こども・若者政策課	平成27年1月15日 ～2月13日	平成27年4月1日 ～4月30日
13	人権行政推進プラン改定(案)	人権推進課	平成27年1月20日 ～2月18日	平成27年4月1日 ～4月30日
14	川西市いじめ防止基本方針(案)	生徒指導支援課	平成27年1月26日 ～2月24日	平成27年4月1日 ～4月30日
15	生物多様性ふるさと川西戦略(案)	環境創造課	平成27年2月5日 ～3月6日	平成27年4月1日 ～4月30日
16	(仮称)川西市男女共同参画条例(案)要綱	人権推進課	平成27年2月2日 ～3月3日	平成27年4月1日 ～4月30日

## 2 公表方法

### (1) 広報かわにし

パブリックコメントを実施するとき、結果を公表するときは、その旨を広報かわにしでお知らせしました。(各案件の記事は、検証用資料2をご参照ください。)



### (2) 市ホームページ

パブリックコメントを実施するとき、結果を公表するときは、その旨を市ホームページでお知らせしました。意見募集要領、計画案・条例案要綱、パブリックコメント結果をホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにしました。



### (3) 公民館等での閲覧及び貸出

パブリックコメントの実施期間と公表期間には、市内の主要な公共施設で計画案・条例案要綱やパブリックコメント結果を閲覧できるようにしました。

また、パブリックコメント実施資料の持ち帰りを希望された場合は、1週間程度の期間を設けて資料の貸出を行いました。

#### 閲覧場所

担当課窓口、市政情報コーナー（市役所2階）、大和行政センター及び各公民館、各コミュニティセンター、パレットかわにし、アステ市民プラザ、中央図書館、案件に関連のある施設（総合体育館、みつなかホール、市商工会）



パレットかわにしでの閲覧

案件が重なった平成26年12月中旬から年度末までは、市役所1階に特設コーナーを設けて、資料の閲覧と意見提出がその場で行えるようにしました。



市役所1階特設コーナー

### 3 意見の受付方法

次の方法で、担当課が計画案・条例案要綱に対する意見を受け付けました。

#### 受付方法

- ・担当課窓口へ持参
- ・郵送
- ・電子メール
- ・ファックス
- ・市ホームページ（お問い合わせフォーム）

意見を提出する様式は任意ですが、①意見募集要領、②意見提出参考様式、③計画案・条例案要綱をセットにして閲覧資料としました。

#### ①意見募集要領

##### 川西市景観計画(案)に対する 意見提出手続を実施します

川西市は、この度「川西市景観計画(案)」を策定しましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第9条の規定に基づき、この計画(案)に対する市民等の皆様からの意見を募集します。

本計画(案)は、昭和63年の「都市景観形成基本計画」の策定等による取組の成果や、平成16年の景観法の施行等による景観行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市のこれからの景観形成の基本的な方向性を明確に示すことにより、市民と事業者と行政がそれぞれの立場から協働し、川西らしい魅力的な景観の形成を進めて行くため策定しようとするものです。

より良い地域づくりを進めていくために、皆様のご意見をお寄せください。

#### 1 募集期間

平成26年12月15日（月）～平成27年1月13日（火）

#### 2 案の公表方法

##### (1) 公表場所

都市計画課（市役所5階3番窓口）、市政情報コーナー（市役所2階）、大和行政センター及び各公民館（中央公民館、川西南公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館、黒川公民館）、コミュニティセンター（加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館、多田東会館、牧の台会館）、中央図書館、パレットかわにしに設置。

##### (2) 市ホームページ

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp>の「パブリックコメント」のページに掲載。

### 3 意見の提出方法

様式は自由です。案件名、氏名、住所、年齢、性別、該当箇所のページ番号等を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、川西市外にお住まいの方は、該当する項目（市内在勤、市内在学、当該案件に係る利害関係人のいずれか）を記入してください。

- (1) 郵送 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市都市計画課 宛
- (2) ファックス 072-740-1317
- (3) 電子メール kawa0046@city.kawanishi.lg.jp
- (4) ホームページ

該当ページ下部の「お問い合わせは専用フォームをご利用ください」をクリックしていただき、そこからご応募ください。

### 4 その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 5 お問い合わせ先

川西市 都市整備部 まちづくり政策室 都市計画課 TEL:072-740-1201

②意見提出参考様式

【意見提出手続】

(No.1)

案件名 「川西市景観計画(案)」に対する意見		
氏名		
住所		
川西市以外にお住まいの方	(* 該当する項目を○で囲んでください。) ・市内在勤 ・市内在学 ・当該案件に係る利害関係人	
年齢	( ) 代 歳	(* 該当する項目を○で囲んでください。) 性別 男性 女性
ページ	行	意見の内容

また、市ホームページに参考様式（PDF、WORD）を掲載し、ダウンロードできるようにしました。


## <ホームページ画面>

### (3) 意見の提出方法

書式は自由ですが、添付の様式をご利用いただいても結構です。案件名、氏名、住所、年齢、性別、該当箇所のページ番号等をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、川西市以外にお住まいの方は、該当する項目（市内在勤、市内在学、当該案件に係る利害関係人のいずれか）を記入してください。

1. 郵送 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市 障害福祉課 あて
2. ファクス [\(072\) 740-1311](tel:072-740-1311)
3. 電子メール [kawa0149@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0149@city.kawanishi.lg.jp)
4. ホームページ ページ下部の「お問い合わせは専用フォームをご利用ください。」から

 [意見提出様式 \(Word 67.0KB\) \(新しいウィンドウで開く\)](#)

 [意見提出様式 \(PDF 91.1KB\) \(新しいウィンドウで開く\)](#)

### (4) その他

お寄せいただいたご意見は市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。なお、電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

PDFファイルをご覧いただくには、Adobe Reader(無償)が必要です。お持ちでない場合は、[アドビシステムズ社ホームページ\(新しいウィンドウで開く\)](#)からダウンロードしてください。

#### このページに関するお問い合わせ

健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所1階

電話：[072-740-1178](tel:072-740-1178)

(電話番号はよく確かめておかけください。)

 [お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)



#### 4 意見提出数

下表のとおり、実施案件に対して意見提出がありました。

NO.	計画等の名称	H27 担当所管	意見提出者数	意見提出件数
1	子ども・子育て支援新制度関係条例（案）要綱	子ども育成課	134	201
2	川西市中心市街地活性化基本計画（案）	産業振興課	4	5
3	第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）（案）	障害福祉課	2	7
4	川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例（案）要綱	長寿・介護保険課	0	0
5	川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）	長寿・介護保険課	3	20
6	新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画（案）	都市計画課	6	15
7	川西市景観計画（案）	都市計画課	1	4
8	（仮称）川西市景観条例改正（案）要綱	都市計画課	1	5
9	川西市中央北地区低炭素まちづくり計画（改定案）	地区整備課	2	2
10	川西市公共交通基本計画（案）	都市・交通政策課	4	15
11	川西市中学校給食推進基本方針（案）	学務課	18	63
12	川西市子ども・子育て計画（案）	こども・若者政策課	310	642
13	人権行政推進プラン改定（案）	人権推進課	1	1
14	川西市いじめ防止基本方針（案）	生徒指導支援課	4	16
15	生物多様性ふるさと川西戦略（案）	環境創造課	6	41
16	（仮称）川西市男女共同参画条例（案）要綱	人権推進課	7	35

## 5 実施までの参画機会の確保

パブリックコメントを実施する前の段階で、下表のとおり市民参画の機会を確保しました。(各取組みの内容については、検証用資料3をご覧ください。)

NO.	計画等の名称	H27 担当所管	市民アンケート	ワークショップ	審議会、検討会等	説明会
1	子ども・子育て支援新制度関係条例(案)要綱	子ども育成課				
2	川西市中心市街地活性化基本計画(案)	産業振興課			○	
3	第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(案)	障害福祉課	○		○	
4	川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱	長寿・介護保険課			○	
5	川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)	長寿・介護保険課	○		○	○
6	新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画(案)	都市計画課	○			○
7	川西市景観計画(案)	都市計画課	○	○		○
8	(仮称)川西市景観条例改正(案)要綱	都市計画課				
9	川西市中央北地区低炭素まちづくり計画(改定案)	地区整備課			○	
10	川西市公共交通基本計画(案)	都市・交通政策課		○	○	
11	川西市中学校給食推進基本方針(案)	学務課	○		○	
12	川西市子ども・子育て計画(案)	こども・若者政策課	○		○	○
13	人権行政推進プラン改定(案)	人権推進課	○		○	
14	川西市いじめ防止基本方針(案)	生徒指導支援課				
15	生物多様性ふるさと川西戦略(案)	環境創造課	○		○	
16	(仮称)川西市男女共同参画条例(案)要綱	人権推進課			○	

## 6 意見に対する回答方法

お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し、意見の内容と市の検討結果を表形式に取りまとめ、公表しました。

提出された意見は、取組の充実を求めるもの、文言の追加・修正を求めるもの、解釈を尋ねるものなど様々です。それらの意見に対し、市はどのように対応していくのか、計画案・条例案要綱の修正を行うのかなど、真摯に回答するよう努めました。

### 検討結果公表の様式

## 第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(案) に係る意見提出手続結果

- 1 意見募集期間：平成26年12月12日(金)～平成27年1月14日(水)
- 2 意見提出人数：2人
- 3 意見提出件数：7件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。  
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないよう、A～Qのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (類別のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	備考
1	【41ページ】 第4章 基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり 1. 生活支援施策の充実 (1)在宅支援サービスの充実	『グループホーム等を補として、障がい者が地域生活を送るために必要な機能を複合的に備えた「地域生活支援拠点」の整備を進めます。』一とても必要な事だと思えます。具体的にどのように進んでいますか？	地域生活支援拠点については、今後、障がい者自立支援協議会などで、拠点として備えるべき機能や具体的な整備手法等について検討を進めていきたいと考えています。	A-1
2	【41ページ】 第4章 基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり 1. 生活支援施策の充実 (1)在宅支援サービスの充実	『移動支援事業や日中一時支援事業が竹田に実施されるよう、サービス体系等の見直しを検討します。』一児童・放課後等デイサービスは増えましたが、成人になつた方に対する支援がうすすぎ不安です。	成人の方が利用できるサービスとして、移動支援事業や日中一時支援事業の重要性は認識しています。 現在、川西市内では、移動支援事業を10事業者、日中一時支援事業を4事業者が実施していますが、今後も利用の増加が見込まれることから、事業者の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、必要な人に必要なサービスが提供されるよう努めていきます。	A-2
3	【46ページ】 第4章 基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり 1. 地域における	『グループホーム』『福祉ホーム事業の実施』 一ぜひよろしくお願ひします。具体的な事も知りたいです。	グループホームについては、地域における居住の場として、その充実が求められていることから、補助制度の実施や地域生活支援拠点の整備とあわせ、供給拡大に努めていきたいと考えています。	A-3

各案件のパブリックコメント結果は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/9605/10230/public/017402.html>